

# 国民健康保険

## 4月1日から

### 新しい保険証になります

国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに書留で郵送します。保険証が届かなかった場合はご連絡ください。

保険証は、1人1枚となっておりますので、届きましたら家族全員分の保険証があるか、住所・氏名等記載内容に誤りがないか確認をしてください。

※後期高齢者医療の保険証は、7月に送付します。

**学校に通うため家族と離れて他の市町村に住むとき**

就学中の方の保険証が必要な場合には、手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- ・在学証明書
- ・（4月1日以降に発行されたもの）
- ・印鑑

※学校を卒業したときには、住所地の国保に加入することになりますので、喪失手続きを行ってください。

**社会保険などの健康保険に加入された方へ**

社会保険などの健康保険に

加入された方がいるときは、国保の資格喪失手続きが必要となります。

◎手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された保険証
- ・国民健康保険の保険証
- ・印鑑

**保険証をなくしてしまったとき**

保険証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、保険証を再発行することができます。

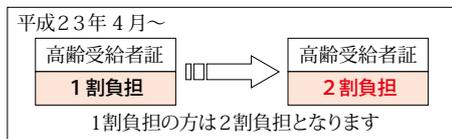
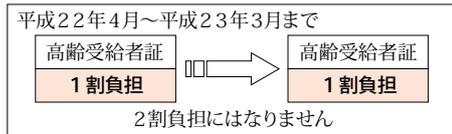
◎手続きに必要なもの

- ・本人確認のできる証明書（運転免許証など）
- ・印鑑

# 70歳から74歳の方の医療費負担

高齢受給者証の負担割合が1割の方は、4月から平成23年3月までは、2割とならずに引き続き1割に据え置かれます。

※注意 すでに、3割（現役並みの所得者）負担をいただいている方や、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方は除きます。



# 高齢受給者証が更新に

70歳から74歳の方には、「保険証」と「高齢受給者証」が交付されていますが、有効期限は3月31日までです。4月からの高齢受給者証は、保険証とは別に3月中に郵送しますので、ご確認をお願いします。

## 退職者医療制度への切り換え(適用) 手続きをお願いします

退職者医療制度とは、長く社会保険等に加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを是正するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受けている方の給付費（被保険者の自己負担分以外の医療費）は、一般の国民健康保険加入者とは別に区分して、退職者医療制度に該当する方の保険料と会社等の健康保険からの拠出金で賄うことになっています。

退職者医療制度が適正に適用されない場合は、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、将来の国民健康保険税（料）の増加につながりますので、抑制するためにも、退職者医療制度に該当する方で未届けの方は、適用手続きをお願いします。

☆左記の条件のすべてにあてはまる方と、その被扶養者が対象となります。

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方

◎手続きに必要なもの

- ・現在発行されている国民健康保険被保険者証
- ・年金証書（厚生年金、共済等）
- ・印鑑

◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎(84)1214